令和 6 年度税制改正要望事項 (新設·<u>拡充</u>・延長)

(金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室)

		(並做月正四川场内心伪味后用则及多事日主)
項目	名	エンジェル税制の拡充(信託から LPS を通じた投資の対象化)等
税	目	所得税 租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、 第 41 条の 19 租税特別措置法施行令第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、 第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3 租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 19 条の 11
要		を活用してスタートアップに投資がなされる場合も、エンジェル税制の すること等の措置を講ずること。
望		
Ø		
内		
		平年度の減収見込額 一 百万円
容		(制度自体の減収額) (一 百万円) (改 正 増 減 収 額) (一 百万円)
延長を必要とする理由新設・拡充又は	が況人エ 2 も本るタが別人エ 2 も本るタがりありシ 施タ、義とト	策目的 国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状る。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個スクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・ステムに循環させることを目的とする。 策の必要性 ートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとと資の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げの担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げができる環境を整備することが重要である。そこで、信託を活用してスアップに投資がなされる場合も、エンジェル税制の対象とすること等の必要である。
今回の要望	政策の政策を対しています。	ける 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (全和 5 年 6 日 16 日間美油字) 】

		2. スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化 (5) か年計画の推進 (5) からいための資金供給の強化と出口戦略の多様化 (8) スタートアップへの投資を促すための措置 (5) 令和5年度税制改正で措置した、保有する場合の優遇税を促進 (5) の個人からスタートアップへの資金供給を促進する。 (9) 個人からスタートアップへの資金供給を促進 (7) の人がらスタートアップへの資金供給を促進 (7) の人がられていまれて、では、一定の要税税が、では、一定の要税税が、では、一定の要税税が、では、一定の要税税が、では、一定の要税税が、では、一定の要税税が、では、一定の要税税が、では、一定の要税税が、では、一定の要税税が、では、一定の要税税が、では、、一定の要税税が、が、のの人が、では、、では、、では、、ののでは、、、のの表が、が、ののののでは、、、ののののののののののののののののののののののののののの
	政 策 の 達成目標	スタートアップへの投資額について、2022 年度と比較して、5年後の2027 年度に10 倍を超える規模(10 兆円規模)とする。 (スタートアップ育成5か年計画、2022 年11 月28 日新しい資本主義実現会議決定)
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置
	同上の期間 中の達成 目 標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の 達 成 状 況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額:9,459 億円 (令和5年7月14日時点、出典:INITIAL)
有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	スタートアップの起業及び創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難。ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資であり、そのようなリスクを取った個人からの出資を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。
相生当	当該要望項 目以外の税 制上の措置	

	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額 上記の予算 上の措置等	_
	と要望項目との関係	本施策は、個人からスタートアップの起業・投資を促進するも
	の妥当性	のであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの知	租税特別 措 置 の 適用実績	【税制適用を受けた投資額】 ※直近5年間の実績を記載 ※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた 場合、変動する可能性がある。 平成30年度:約54億円 令和元年度:約78億円 令和2年度:約89億円 令和3年度:約153億円 令和4年度:約119億円
これまでの租税特別措置の適用	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成9年度の税制創設時から種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正において、株式投資型クラウドファンディングによる投資も税制の適用対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの成長を支援することは重要。
関連する	前回要望時 の達成目標	
る事項	前回要望時からの選問では、おい場合の理	_
これまでの 要 望 経 緯		令和2年度 経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充 (第一種少額電子募集取扱業者の追加)